

設置する充電設備の種類別補助対象経費の考え方

※下表にて「×2」の表示がありますが、設置工事等の補助対象経費の考え方であり、補助上限額が上がるわけではありません。

	①A 充電設備 1 基で 2 口の場合	①B 1 型式で電源部 1 基、充電部 2 基の場合
対象充電設備（例）		
（ 1 ） 充 電 設 備 設 置 工 事 費		
①充電設備設置工事費	—	—※
②電気配線工事費	—※	—※
③高圧受変電設備設置工事費	—	—
④特別措置に基づく受電工事費	—	—
（ 2 ） 案内板設置工事費（原則 1 申請当たり）		
案内板設置工事費	—	—
（ 3 ） 付 帯 設 備 設 置 工 事 費（原則 1 基当たり） * 1		
①充電スペースのライン引き工事費	× 2	× 2
②路面表示工事費	× 2	× 2
③屋根設置工事費	—	× 2
④小屋設置工事費	—	× 2
⑤充電設備防護部材設置工事費	—	× 2
⑥電灯設置工事費	—	× 2※
（ 4 ） そ の 他 設 置 に 係 る 費 用（原則 1 申請当たり）		
①雑材・消耗品費、養生費	—	—
②レイアウト検討費	—	—
③安全誘導員費	—	—
④停電回避費（高速道路等のSA・PA等/特別な仕様に基づく工事への設置のみ）	—	—
⑤充電スペース造成費 * 2	× 2	× 2
⑥(1)～(3)の工事にかかったその他労務費	—	—

* 1：補助対象となる工事項目は、別表 1-2 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額を参照してください。

* 2：経路充電、目的地充電及び基礎充電の内既存マンション等への設置工事でセンターが認めた場合のみ

—：1 基あたりの補助上限額

—※：1 基あたりの補助上限額（1 型式を稼働させるための設置および電気配線工事を対象とする）

× 2※：効率的な設置をしている場合